

神戸市建築工事積算要領関連 建築課補足資料

令和6年4月1日適用

神戸市建築住宅局建築課

目 次

1章 総則	
1節 総則	3
4節 併存施設等の工事費の按分について	3
2章 単価及び数量の取扱いについて	
1節 単価の取扱い	3
4節 単価の査定率	3
3章 共通仮設費	
1節 共通仮設費を積み上げによって算出する内容	4
5章 建築主体工事	
1節 仮設工事	4

1章 総則

1節 総則

1.1.2

積算関連図書の取り扱い

本補足資料は神戸市建築住宅局建築課にて発注する建築工事、他部局と合議、または従工事として積算し、請負工事に付す場合において積算上、必要な事項を定めることを目的とする。

積算における適用図書及び優先順位は下記による。

- ① 方針決裁（事業内容、工事規模、現場状況等により、以下によらない場合）
- ② 神戸市建築工事積算要領（建築課内規）…以下、「内規」という。
- ③ 神戸市建築工事積算要領（建築課補足資料）…以下、「補足資料」という。
- ④ 神戸市建築工事積算基準・要領…以下、「積算基準」という。

4節 併存施設等の工事費の按分について

1.4.5

関係部局との協議について

住宅併存施設、下水道施設及び再開発事業等に係る仕様書、積算基準、要領及び積算関連図書等については、それぞれの関係部局と協議の上、取扱いを決定する。

2章 単価及び数量の取扱いについて

1節 単価の取扱い

2.1.2

大規模工事の単価

大規模工事（神戸市建築工事設計標準単価（以下、「標準単価」という。）において、想定している規模を超えるもの）により、標準単価によりがたい場合は、標準単価を基準にして考慮する。

4節 単価の査定率

2.4.1

単価の査定率

1. 見積りは、製造業者・専門工事業者による見積りとし、原則として3社以上とし、規格・寸法等同等の条件で比較するものとする。
2. 見積り、刊行物等の公表価格、定価又は製造業者・専門工事業者の価格は、総価比較の上、その最低価格を採用して査定する。

3章 共通仮設費

1節 共通仮設費を積み上げによって算出する内容

3.1.7

交通誘導員
費

工事期間に対する交通誘導員の配置除外期間は、下記を標準とする。

[標準の配置除外期間]

工事期間	～45日	46日～75日	76日～120日	121日～
配置除外期間	7日	15日	20日	30日

また、交通誘導員費は次の式により算定する。

$$\text{交通誘導員費} = (\text{工事期間} - \text{標準の配置除外期間}) \times \alpha \times \text{標準単価 (人・日)}$$

$\alpha = 5/7$ (週休二日) とする。

※災害復旧工事等、週休二日制を採用しない場合は、実態に合わせて日数を見込むこと。

5章 建築主体工事

1節 仮設工事

5.1.4

外部足場

外壁改修工事において、工事期間に対する外部足場の存置除外期間は、下記を標準とする。

[標準の存置除外期間]

工事期間	～45日	46日～75日	76日～120日	121日～
存置除外期間	7日	15日	20日	30日

また、外部足場の存置期間は次の式より算出する。

$$\text{存置期間} = \text{工事期間} - \text{標準の存置除外期間}$$

5.1.6

内部足場

1. 新築工事における内部足場の標準の存置期間は20日とする。
2. 改修工事における内部脚立足場の標準の存置期間は5日（塗装のみ）～15日（天井下地を含め全面）程度とする。
3. 体育館等大空間における内部足場の積算においては、実情に応じた工法・費用比較を行い、より合理的な計画とすること。